

観 産 第 2 9 号  
平成30年4月13日

各都道府県旅行業主管課長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）



平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく  
第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲について（通知）

平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲について、その具体的な取扱いを別紙のとおり定めましたので、ご了承ください。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会に対して通知したところですので、申し添えます。



平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく  
第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲について

平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号に基づく第三種旅行業務及び地域限定旅行業務の範囲についての取扱いは、下記に定めるところによる。

記

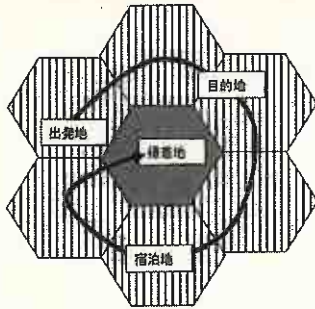
- 1 平成十九年国土交通省告示第四百四十五号第二号（以下「告示」という。）第二号の適用対象は、第三種旅行業務の募集型企画旅行及び地域限定旅行業務に係る旅行業務となる。
- 2 交通拠点についての考え方は、以下のとおりとする。
  - ① 交通拠点とは、一般に、駅、空港、港湾、バスターミナル（バス停留所のうち、複数の路線の発着点として旅客の乗降、乗り換え等の用に供するものをいう。）等が該当するが、これに限らず、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点を選択することは妨げない。
  - ② 自らの営業所から「最寄り」の交通拠点の存する市町村からの発着が認められる。ただし、交通手段によって「最寄り」の交通拠点の存する市町村が異なる場合、地域の交通・観光の実態に応じて交通拠点の存する市町村を選択することは妨げない（例：A市に最寄りの駅があるが、B市には最寄りの空港があり、B市からの発着を行いたいというような場合）。
- 3 告示第二号の適用範囲は、以下のとおりとする。
  - ① 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、いずれの交通拠点からであっても、発着は認められる。
  - ② 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該交通拠点以外の地点からであっても、発着は認められる（例：交通拠点に近接する宿泊施設からの発着を行いたいというような場合）。
  - ③ 交通拠点の存する市町村の区域内であれば、当該区域が自らの営業所の存する市町村の区域とは異なる都道府県の区域となる場合であっても、発着は認められる。

- 4 告示第二号に基づき、旅行業務を遂行するにあたっては、以下の事項を遵守するものとする。
- ① 交通拠点の存する市町村の区域内や、交通拠点の存する市町村の区域から自らの営業所の存する市町村の区域及びこれらに隣接する市町村の区域へ向かう途中での立ち寄り認められない。
  - ② 交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合において、旅行者にあつては、以下の記載事項の中で当該区域を明示することが当然に求められる。
    - イ) 法第十二条の四及び第十二条の五の規定に基づき旅行者に交付する書面の記載事項
    - ロ) 企画旅行として行う場合にあつては、法第十二条の七の規定に基づき行う広告表示の記載事項
  - ③ 告示第二号に基づき、交通拠点の存する市町村の区域からの発着を行う場合においても、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の事業許可のない白ナンバーの貸切バスによる営業は認められない。

# 第三種旅行業・地域限定旅行業の実施区域が見直されました

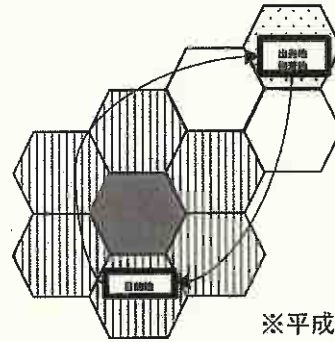
平成30年4月1日以降、第三種旅行業の募集型企画旅行に係る業務と地域限定旅行業における業務の実施区域は以下のとおりとなっています。（平成19年国土交通省告示第445号）

## 催行区域のイメージ



- …自らの営業所の存する市町村
- …自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村
- …観光庁長官の定める区域となる市町村

（地域の交通・観光の実態を踏まえた特例）  
催行区域の近隣に交通網及び輸送の拠点がある場合



※平成30年4月1日～

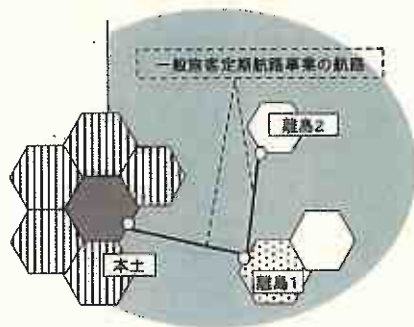
## 注意

- 交通拠点の存する市町村の区域内や、交通拠点の存する市町村の区域内から旅行の催行区域に向かう途中での立ち寄りには認められません。旅行の催行区域自体を拡大したい場合は、全国で募集型企画旅行を取り扱うことのできる第二種旅行業への変更登録が推奨されます。
- 交通拠点の存する市町村の区域内からの発着を行う際には、法第12条の4及び第12条の5に基づく旅行者への交付書面や、法第12条の7に基づく広告表示（※企画旅行の場合）において、当該区域を明示しておく必要があります。

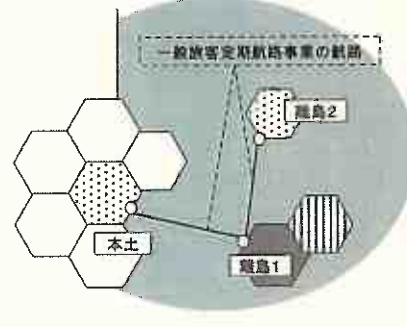
※既存の特例区域の取扱いは、従前のおりです。

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合



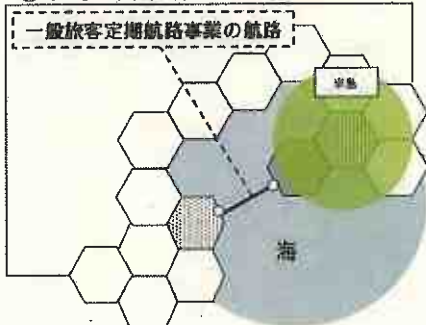
② 離島に営業所がある場合



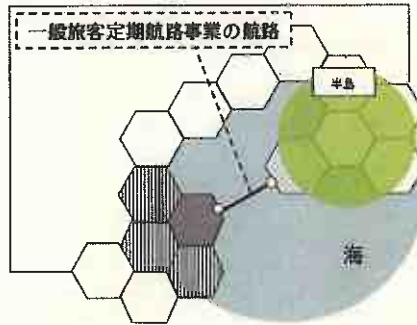
※平成19年5月12日～

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合



② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合



※平成21年3月31日～